

## 松本城公園の使用について

松本城管理事務所

### 1 一般的注意事項

- (1) 松本城公園園路上の車両通行又は横断、および仮設物の設置は原則として認めない。(やむを得ずに利用する場合は、保護および養生についての計画書及び現況写真を添えて松本城管理事務所と事前協議を行い、その指示を受けるものとする。)
- (2) 松本城公園は史跡内であるため、杭打ちは許可しない。
- (3) 施設等に破損が生じた場合は、直ちに文書で報告するとともに、イベント・集会等開催者の責任で復旧を行うものとする。

### 2 イベント管理に関わる事項

- (1) イベント・集会等を開催しようとするものは現場責任者を定め、準備および撤収期間まで含めて所在を明らかにし、松本城管理事務所と密に連絡を行うものとする。
- (2) イベント・集会等を開催しようとするものは、二の丸公園内トイレの消耗品の補充および定期清掃、完了時の清掃を行うものとする。
- (3) イベント・集会等の開催に伴い、松本城本丸庭園内への無料入場が生じる場合は、松本城黒門入口に要員を配置して入場整理および入場者数のカウント等を行い松本城管理事務所へ報告するものとする。
- (4) イベント・集会等の事業の開始前に松本城管理事務所職員立会いの元、トイレ、芝生、排水枡等の現況確認を行い、終了した際は完了確認を行うものとする。
- (5) その他疑義が生じた場合は、その都度協議を行うものとする。

#### \* 提出書類関係

- ・ 行為許可申請書
- ・ 開催要項等イベント内容のわかる書類
- ・ イベント・集会に係る位置図（公園内ブース・テント等配置図等）
- ・ 警備計画書（車両の出入りがある場合は警備員を配備すること）
- ・ 文化財保護法に基づく現状変更許可書の写し
- ・ 電気配線図（電気の架設・引き込みを行う場合）
- ・ 給・排水計画図（給水・排水等の引き込みを行う場合）
- ・ 松本広域消防局丸の内消防署長の許可証の写し（火気使用の場合）
- ・ 園路に係る保護及び養生計画書及び現況写真（園路に仮設物がかかる場合、車両が園路を横断する場合）

## 松本城公園内における車両通行及び仮設物の設置について

松本城公園内については原則として車両通行及び仮設物の設置は禁止しています。ただし、やむを得ないと認められる場合は、一定の養生及び、完全復旧を行うことを条件に通行等を認めます。

- 1 松本城公園の園路について車両が縦断して通行することは認めていません。歩行者及び園路保護のため、必ずコーンとガードパイプで保護するとともに必ず専任のガードマンを配置してください。(特に準備と撤収の時は必ず配置すること。)
- 2 搬入車両の進入開始時には、コーンとガードパイプの設置が完了していることが、条件となります。撤収時も同様です。
- 3 車両が横断できる場所については、松本城管理事務所職員立会いのもと指示します。なお横断できる車両の重量は4 t 車 (最大積載時 4 t) までです。横断箇所には必ずゴムマットでの養生をしてください。状況により敷鉄板での養生もお願いします。マット敷設前・設置中・敷設後は、小石等の挟み込みに十分注意し、養生箇所の清掃を行ってください。
- 4 松本城園路はステージやテントの設置は認めていません。
- 5 大名町交差点からの車両出入については、必ず旧第一会館側を通行するようにしてください。

### ○松本城公園を作業用車両が通行する場合の養生について

専門の誘導員	必ず配備してください
ガードパイプ及びコーン等の設置	必ず設置してください
車両横断箇所（管理事務所で指定する場所）	ゴムマットでの養生を行ってください
フォークリフト、バックホウ等の通行	やむを得ず通行が必要な場合は、ゴムマット及び敷鉄板で養生をしてください。
※養生が完了しても、松本城管理事務所の確認を受ける前に車両が通行することのないようにしてください。	

### 基本的な注意事項

- 1 養生および警備員を配置後、松本城管理事務所の立会いを終えてから仮設物の設置を行う
- 2 園路を横断して通行できるのは4 t 車（最大積載時4 t）までとし、楕円で示した箇所とする。
- 3 車両が横断する箇所には必ず警備員を配置して歩行者の安全を図る
- 4 横断箇所にはゴムマットで養生を行う
- 5 歩行者安全と園路損傷を防ぐため、ガードパイプ等で歩車分離を図る